

環境影響評価等技術審議会概要

昭和町常永土地区画整理事業

日時 平成18年7月27日(木) 13:30～16:30

会議出席者

< 委員 >

田中収会長、石井信行委員、柿沢亮三委員、片谷教孝委員、
工藤康子委員、坂本康委員、杉山憲子委員、田中章委員、
中込司郎委員、福原博篤委員、山下恭弘委員

< 事業者 >

昭和町都市計画課 長田信夫係長、鷹野主任
昭和町常永土地区画整理組合 米田
新都市設計 堀内肇社長、中西基夫
山梨県環境化学検査センター 小林幹夫、鈴木至郎
エコロジカルスタンド 鈴木守人

< 事務局 >

森林環境部 河西正男参事
みどり自然課 相沢享課長、秋山孝総括課長補佐、
保延和正主査、土橋史副主査、深澤知技師

次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - 1) 昭和町常永土地区画整理事業環境影響評価書について
 - 2) その他
4. 閉会

資料

- 1) 山梨県環境影響評価等庁内調整会議幹事会意見
- 2) 昭和町常永土地区画整理事業に係る準備書について 会議録
- 3) 事業者提出資料

1 開会

(進行 秋山総括課長補佐)

本日は、皆様にはご多忙のところ、『昭和町常永土地区画整理事業に係る環境影響評価書の説明会』にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本件につきましては、平成18年7月10日に事業者から県に評価書の提出があり、知事は60日以内に知事意見を述べることとなっています。今回は、『準備書についての知事意見』を受け事業者が環境影響評価の内容について、再検討を行った内容について、事業者の説明を受けながら、ご検討頂きたいと考えております。

2 あいさつ

(河西参事)

本日は、貴重なお時間を本県の環境影響評価制度のためご出席いただき、感謝申し上げます。今回の昭和町常永土地区画整理事業につきましては、本県の環境影響評価手続きの第1号案件として、現在、評価書手続きを進めているところであり、9月8日には、知事意見を提出することとなりました。

本日の審議会は、知事意見を形成するにあたり、事業者から評価の内容について説明を受けた後、皆様のご意見の集約をお願いすることとなります。短い時間ではございますが、ご審議をよろしく願います。

今年度の、本県の環境影響評価制度につきましては、審査中の案件に加え、新たに道路事業が手続きに入る準備を進めております。これについても、年度内に方法書手続きが開始されます。

また、昨年度ご審議頂きました『新山梨環状線(北区間)』については、現在、環境影響調査を実施しているところです。こうしたことから、委員の皆様には、引き続きお力添えをいただくこととなりますが、ご理解とご協力をお願いして、挨拶とさせていただきます。(終)

3 議 事

(進行 秋山総括課長補佐)

これより議事に入る事になりますが、本日は、15名の委員のうち10名の出席をいただいておりますので、山梨県環境影響評価条例第47条11項に規定される、委員の2分の1以上の出席が得られておりますので本審議会が成立していることをご報告します。

それでは、これより次第に従いまして、議事に移らせていただきます。

本審議会の議長は、条例第47条10項の規定により、会長があたることとなっております。田中収会長、議事進行をよろしく申し上げます。

(進行：田中収技術審議会会長)

案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。

本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会においてご議論頂きましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とします。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。という事でご確認をお願いします。

審議は、事業者から評価書の内容の説明を受け、その後質疑応答、意見交換会を行います。検討の手順について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：保延主査) 検討手順について説明

評価書に係る知事意見については次の点を中心にご審議をお願いします。

- ・ 準備書に係る知事意見に対する事業者の見解が適当であるか。
- ・ 予測、評価及び環境保全措置について再検討を行ったものについては、**検討過程及び結果**が適当であるか。
- ・ 知事意見に沿った検討が行われたか。
- ・ 指摘事項は解消されているか。
- ・ 見直しの結果追加された項目や保全措置が適当あるか。

議題1 案件審査(昭和町常永土地区画整理事業環境影響評価書について)

(田中収会長)

議題に入ります。これより、評価書の内容について事業者の説明を受けたいと思います。

事業者の方につきましては、限られた時間内での説明となります。説明内容は、知事意見に対する見解及びそれに基づき見直しを行った点を中心に、簡潔かつ明瞭に説明をお願いします。

それでは、説明をお願いします。

(事業者：昭和町都市計画課長田係長、エコロジカルスタンド鈴木氏)

事業者説明 90分程度

(田中収会長)

ありがとうございました。事務局から補足しておく事項はありますか。

(事業者：昭和町都市計画課長田係長、エコロジカルスタンド鈴木氏)

事務局説明 ~庁内調整会議幹事会の意見について説明~

(田中収会長)

それでは、質疑応答・意見交換に入りますご質問・事業者を確認しておく点はございますか。この場合は、フリートーク形式で進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

(田中章委員)

かすみ堤に関する記述(重要性、現況)が多く見られるが、かすみ堤に関する記述は評価書のどの部分に記載されているのか。

(事業者 エコロジカルスタンド：鈴木氏)

- 24に整備方針を記載した。

(田中章委員)

確かに記述はあるがかすみ堤の歴史的、文化的な重要性及び現状について記載がない。

(事業者 エコロジカルスタンド：鈴木氏)

- 64~66において埋蔵文化財の中でも、形としてみる事ができる文化財として重要と考える。

(田中章委員)

評価書のいろいろな場面において記載されていることから、さらに具体的な記載を行う必要がある。

また、現在の状態は、文化的な資産としてはひどい状態にある。

植栽は、ハナミズキではなく在来種により植栽を行うべきと考える。

歴史的に貴重なものであれば保全についてはもう少し、歴史的な重要性に配慮すべきだ。

(事業者 エコロジカルスタンド：鈴木氏)

法面には堤防機能を維持するため植栽はできないことになっている。

(田中章委員)

現在は歴史的遺物としてはひどい状態となっている。

今回の開発を期に、本来の目的に沿った整備を考えてはどうか。

(事業者 昭和町都市計画課 長田係長)

かすみ堤は釜無川の第2堤防として機能を残す必要がある。

かすみ堤の機能を考えると今の状態で景観を配慮する中で維持する必要があると考える。

(田中章委員)

今の状態が歴史的に良い状態とはいえない。もう少し景観な配慮が必要だ。

上部はアスファルト舗装され、周辺は雑草が生え放題でひどい状態です。

本計画において集計するのであれば、景観的にも集計的にも配慮したものとしてはどうか。

(事業者 昭和町都市計画課 長田係長)

かすみ堤は事業計画において、道路部分は透水性の舗装を施し遊歩道として再整備します。

(石井委員)

田中委員の質問は、歴史的な意義を検討した上での計画なのかということです。

(事業者 昭和町都市計画課 長田係長)

内容について、検討してみます。

(石井委員)

大規模店舗に係る景観については、事業実施後の事後評価（環境保全措置の実施状況）について、誰が確認を行うことになるのかを記載する必要がある。

また、-20 の街路断面について、停車帯の記載があるが、停車帯は車道の一部であり、正確には、現在車道と記載されている部分は車線とすべき。

-21 の街路樹については、建築限界を犯していると思われるので確認して修正すること。

-35 においてビオトープの水源確保の方法はどのようなものか？電力等を使用するのか？

(事業者 昭和町都市計画課 長田係長)

水源となる井戸は、甲府市水道局が農業用水用として設置した井戸であり、新たに掘削するものではない。

現在、動力はポンプを使用している。

(杉山委員)

農業用水の井戸はどこにあるのか。

(事業者 エコロジカルスタンド 鈴木氏)

計画地域外に数箇所ある。

(杉山委員)

当該地域の地下水は、トリクロロエチレンにより汚染されている地域でもあるが、この揚水井戸について地下水調査は行われているのか。

(事業者 昭和町都市計画課 長田係長)

農業用水としての利用であることから、それらの物質について測定は行っていない。

(杉山委員)

計画地内の井戸については、この開発で失われることとなり、計画地内では公園内の4井戸でしか水質検査は行われなかったということか。

(事業者 昭和町都市計画課 長田係長)

計画地内の井戸は記載されている4井戸以外は存在しないことになる。

(杉山委員)

井戸の検査は、もう少しこまめに行う必要がある。

当該地域は、既にトリクロロエチレン等により汚染されているのが確実な地域であり、また、調整地等の工事により、地下水の流れが変わり、影響範囲が拡大する恐れがあります。

また、調整地に設置する井戸は調整地の下流側に設置すること。

事後調査については、頻度、場所、汚染物質が確認された場合の対策を策定し明確にすること。

(福原委員)

事務局資料中の商業振興課からの意見においてパーク・アンド・ライドの意見が出たのは良いと思う。

建設機械に関する騒音については、現在超低騒音・振動型の機械が出ている。騒音で言えば、低騒音型よりも - 6 dB 以下の機械については、「超低騒音型」として良い事になっている。工事を行う際には可能な限り、超低騒音型の機械の使用に努めて頂きたい。

次に、排水性舗装について「非常に効果があるため・・・」(- 2 - 4 2)という記載となって

いるが、それは80km/時以上で走った場合であって、60km/時でも効果はあるが高速走行時よりも効果は小さい。

そのため、評価書の表現では、一般の人に誤解を与える恐れがあることから表現を工夫する必要がある。

最後に、環境基準の当てはめについては、都市計画道路について、最初から幹線道路を担う空間の特例の当てはめを行っているが、そのまま良いか。先ず、普通の基準を満たす努力が必要と考える。特例は、全ての住宅が高気密住宅等であり、窓を閉め切った状態を基本としていることから、建物で-25dB程度の低減が予め見込まれて設定されたものです。

(山下委員)

騒音の観点から、これだけの事業の場合には道路の管理を十分行う必要がある。ホコリ、重量のある車両による道路の凹凸から発生する騒音等、予測しなかった項目に対する対応についても言及する必要がある。

(福原委員)

特に、簡易舗装を行った場合については慎重な対応が必要です。

(田中章委員)

-6-16の大径樹調査については、-6-25において全てまとめられてしまっているが、消失する樹木については、位置、樹種等の内容についてリストを作成する必要がある。

(事業者 エコロジカルスタンド 鈴木氏)

資料8-22及び本編 -6-17に記載した。

(田中章委員)

内容が不十分であり、もっと具体的にどのようなものが失われるのかを本編中に記載すること。

(事業者 昭和町都市計画課 長田係長)

内容について検討します。

(田中章委員)

県に確認したい。大径樹調査を調べさせた意図と、その結果をどのように反映させたいのか。

「どのような樹木であれば保全する」等の基準等はあるのか。それとも把握が目的か。

(事務局 みどり自然課 土橋副主査)

本県には、大径樹の保全に関する指針はない。

現在のところ、環境影響評価としての大径樹の取り扱いは、調査を実施し、事業により失われるものの現状を把握し、環境影響評価手続においてに記載する事が必要と考えている。

(田中章委員)

本来であれば -6-26の図の常永小学校の右上の部分のようにまとまっているものについては、開発しないで公園等としてそのまま残せなかったのかと思う。

本来であればこうした部分は保全すべきであり回避等されるべきである。しかし、保全措置をとらないのであれば、具体的にどこにどのような樹木があったかを記録しておくべきだ。

(工藤委員)

資4-30について、『甲府気象台のデータの使用について』の部分で「測定機器の精度は±0.5であることから・・・」との記載があり、検定を受けた温度計との器差を求めているが、どのような方法により行ったのか。

結果、測定に用いた温度計については、検定温度計について常に±5の誤差を持っているということだが、検定を受けた温度計との同時測定の実施方法とその温度範囲について説明してください。

(事業者 エコロジカルスタンド 鈴木氏)

測定は朝から昼の時間帯において、1時間ごとに測定しました。
温度範囲は10度以内です。

(工藤委員)

器差は一日を通して常に-0.5だったのか。
低い気温帯での比較は行ったのか
どの気温帯で比較を行ったのか、また、観測期間を明らかにする必要がある。

(事業者 エコロジカルスタンド 鈴木氏)

器差については、多少差があるが、平均すると0.5度以下ということです。
低い気温帯では確認していない。屋外の日中のみです。

(工藤委員)

こうした精度のもので0.5の気温差について言及するのは勇気が要りますね。

(事業者 エコロジカルスタンド 鈴木氏)

おっしゃるとおりです。

(工藤委員)

図 -1-1.7(1)(-1-1 2)の秋の常永小学校における秋の風配図において、無風(CALM)の割合が予測に用いられている甲府气象台値(資4-2 4)に比べて非常に高くなっている事が気になる。これだけ静穏率が高いとパフモデルを使うケースが、予測に用いられている甲府气象台よりも現地のほうが多く出現しているのではないかと懸念する。

予測は、甲府气象台のデータがこの地域を代表する事が前提となっているが、その理由についての記載が非常に希薄と考える。

この点についてはどう考えるか。

より安全側での予測となるのであれば良いが、そうではない。

(事業者 エコロジカルスタンド 鈴木氏)

そうした検討は行っていません。

再検討します。

(福原委員)

評価書の温度計の器差について、「機差」と記載してあるが通常「器差」を用いるがどうか。

(事業者 エコロジカルスタンド 鈴木氏)

「器差」については修正します。

(福原委員)

ショッピングセンターの色について、夏季についてはフォトモンタージュから容易に想像できるが、植栽される樹木は落葉樹であることから、冬季の樹木が落葉している時期にも問題がないことが確認できるものを用意したほうが、さらに良いと考えます。

また、かすみ堤についても、もともとの状態が分かれば良いのではないかと。遊歩道として整備することから、「排水性舗装」については、リサイクル製品を使ったゴムのような透水性素材がある。これらは色も多様であり又滑りにくいなど安全面でも高くなる。

こうしたことから、遊歩道については「排水性舗装」に限定せず、『透水性のもの』(実際に事業において使用するもの)として、コスト等を考える中で最新の素材が使えるように、幅を持たせることが良いと考える。

必要があれば、情報提供はします。

(片谷委員)

逆転層の検討(資4-3 8)について、結論は逆転層の影響はないとしているが、本編と資料編の間に論理的におかしい部分がある。

検討は大気安定度A～G別に濃度を求め、その結果を元に差異について検討するとともに、

安定な早朝深夜については交通量が少ないからという理由になっている。

しかし、本編の予測においても実際にFやGの安定度は出現し、それは既に計算に入っていることから、資料編の検討を基に考えると、予測結果には既に逆転層の影響もはいつていることになる。

結果、逆転層の影響についてFやGの安定度のみで論ずるのには無理があり、拡散式に逆転層の影響を直接入れないと、逆転層の影響を考慮する必要があるかないか検討したことになる。

現在は、地面の反射項だけが入っている式であるが、本来は、逆転層の反射項についても考慮した結果と比較しなければ逆転層の影響について考慮する必要について検討したことにはならない。

おそらく、仮に逆転層の高さを20mくらいに設定したとしても、煙原から100mある訳ですから、今回の調査結果は現在の結果が大きく変わると言う事はないと考える。

これだけの調査を行っているのであれば、逆転層の影響を考慮した結果を一例だけでも示した上で検証しておくべきだ。

(事業者 エコロジカルスタンド 鈴木氏)

検討します。

(坂本委員)

調整池の計算(資7-2)の(6)必要貯留量の計算式において、 $(r_i - r_c / 2)$ と記載されている項があるが説明をお願いします。

単純に考えると r_c を引くことになると思うが、 r_c を $1/2$ とする理由が不明である。

(事業者 新都市設計 堀内氏)

確認します。

(坂本委員)

-5-15において、色が変わっている部分は流域変更ということだが、色の薄い部分は流域からはずすということでしょうか。

(事業者 エコロジカルスタンド 鈴木氏)

薄い部分は直接放流であり、濃い色の部分は調整池に流入する。

(坂本委員)

直接放流は、本編の流域変更によるものか。また、流域変更後流域からはずした部分が下流域の流量に与える影響の確認はどのように行なったのか。

(事業者 新都市設計 堀内氏)

計画地下流域については、最下流部まで現地調査を行い流量は把握している。

現状の地目を主体に流出係数を設定し、河川流量を設定し、その結果は、問題が無いと考えている。

(坂本委員)

計画地外の周辺水路についても確認してあるのか。また合流部分における水量について調査は行われているか。行われているのであれば評価書でわかるようにすべきだ。

(田中章委員)

県に確認したいが、条例の手続の中で事後調査については規定していないのか。

(事務局 みどり自然課 土橋副主査)

アセス手続には事業実施中及び実施後の手続を規定している。

(田中章委員)

フォローアップについて記載する必要はないのか。

ビオトープは、放置しておくとう陸地化してしまうため、長期的に維持するためには、毎年のメンテナンスが必要となるが、どのような対応とするのか。

(事務局 みどり自然課 土橋副主査)

フォローアップについては第 8 章に記載があります。

(田中章委員)

事後調査は第 8 章に記載されているが、維持管理の実施者が記載されていない。

(事業者 エコロジカルスタンド 鈴木氏)

維持管理計画については、 - 3 5 以降に維持管理計画として記載してあります。

(田中章委員)

了解しました。

(石井委員)

- 8 - 1 5 において示される消失する樹木について、 - 5 の航空写真からは宅地のようだが、
- 4 の土地利用現況図では農振農用地であり、実際はどのような状態となっているのか。

(事業者 エコロジカルスタンド 鈴木氏)

現状は、民家の庭です。

(石井委員)

建物はあるのか。

(事業者 エコロジカルスタンド 鈴木氏)

建物はあったと思います。

(石井委員)

この場所がこの地域において民家と樹木を併せて、この地域の特徴的なものを現すのではないかどうかを確認したい。

(事業者 エコロジカルスタンド 鈴木氏)

そういったものではありません。

(中込委員)

以前にも話したが、植栽に関する樹種については、園芸種で代替してしまい事業の実施されない場合が多くある。本事業においては、基本的には、この地域の原植生のものをなるべく復元するという方針であることから、常緑樹の植栽についても施行業者への指導を配慮して頂きたい。

ビオトープにおいて導入を予定している種(- 2 8)のうち「イチモンジセセリ」については、農家にとっては稲作の害虫であり、昔は駆除するのに非常に苦労したという過去があることから、評価書に『導入する』と記載することは、害虫を導入するというように解釈されてしまう場合がある。

おそらく、ほうっておいてもはいってくるとは思いますが記載については検討をお願いする。

(坂本委員)

調整池について、地下水を流すために周りに地下水を流しやすくする構造としているが、詳細設計はできているのか、それとも、事業着手の段階で再度検討するということでよいのか。

具体的にどのようなものをどの程度の幅で詰める等の検討は、地下水の水位・流量等をきちんと測ってからでなければできないと思います。

こうした部分は、詳細設計の際にきちんと行うという理解でよいか。

(事業者 昭和町都市計画課 長田係長)

調整池については、詳細設計がまだ出来ていないため、そうしたことも併せて検討を行います。

(田中章委員)

事後調査計画について、この評価書では「事業計画」に書き込まれているが、読みにくいので、今後については『事後調査(フォローアップ)』の章に記載されるようにすること。

事務局には、技術指針を直す必要もあると思います。

(中込委員)

ビオトープについては、長期的な維持管理は非常に労力を要するものです。この地域はほうっておくとガマとヨシは残ると思うが埋まってしまう地域です。

そのため、田中委員のおっしゃるように設置後の管理計画について記載する必要がある。

(事業者 昭和町都市計画課 長田係長)

了解しました。

(福原委員)

当該事業計画に係る問題の中心は、ショッピングセンターに関する騒音・振動である。そのため、今後の県の方針・姿勢として、そうしたフォローアップについて十分配慮して頂きたい。

(山下委員)

環境影響評価の結果と景観を含めた建築等の関係する許認可の関係において、高さ制限や建ぺい率はあるとはいえ『建築申請を通れば何でも良い』というように単純にしておくべきではない。

環境影響評価の結果を考慮した町づくりをしていく必要がある。

(田中章委員)

言葉の使い方として、事業計画地内における環境保全措置の分類として例えば -7-14などで、『低減』とあるが、県の技術指針では、『最小化』となっているので、修正が必要です。また、『代償』と記載している部分があるが、計画地内において『代償』という措置はありえない、この部分については、山梨県の技術指針では「回避」又は「最小化」となるはずである。

特に、ビオトープや体験農園については、ビオトープ園として開発する部分であるため代償措置とはならない「回避」又は「最小化」となるだろう。

代償についても「オンサイト」と「オフサイト」があり間違いやすいので、事務局と良く調整をしておいてください。

(田中収会長)

昭和町のこの地域は、近くで甲府の水源が4万トン/日の地下水を汲み上げている。その水の起源はかつての釜無川の流路である。

また、「かすみ堤」は釜無川を現在の位置に動かしていく中で作られたのがかすみ堤と考える。

そのため、かすみ堤は地域自然環境としても「かすみ堤」は非常に大切なものであり、今後の保存についてもそうした視点からも検討して頂きたい。

(田中収会長)

意見が出尽くしたようなので、以上で、意見交換を終了したいと思います。

事務局には、今回の意見を踏まえ知事意見を作成していただきたいと思います。

この議題については、以上で終了させていただきます。

議題 2 . その他

(田中章委員)

生態系の扱いについて、現在、国県の技術指針においては、動物、植物、生態系と3つの分野に分けられているが、環境保全対策や生態系の検討資料は動物や植物のデータをもとにしている。

本来は、生態系の中に動・植物が入っているべきである。

今後、県には、国にならうというのではなく、こうした考え方に基づき技術指針の検討をお願いする。

(事務局 みどり自然課 保延主査)

新山梨環状線北区間については、現在環境影響調査を実施中。

新山梨環状線東区間については、事業者としては今年度中に方法書手続きに入る予定。

<<以上議事終了>>

4 閉会

(進行 秋山総括課長補佐)

田中会長、ありがとうございました。

これをもちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。

長時間にわたり、ご審議を頂き大変ありがとうございました。

本日のご意見につきましては、十分検討したうえで知事意見に反映させたいと考えております。

本日は、ありがとうございました。

<<終了>>